

明治期の強迫（民法96条）規定に関する学説・判例の展開

小野 健太郎

Kentaro ONO. Interpreting Duress in Article 96 in the Japanese Civil Code in the Meiji Era. *Studies in International Relations* Vol. 34, No. 2. February 2014. pp. 107 – 122.

This paper reviews the recent scholarship of Ume Kenjiro, Okamatsu Santaro, Tatsuo Kishimoto, Kawana Kennshiro, Tomii Masaakira, Hideo Hatoyama and Nakajima Tamakichi on the origins and interpretation of Article 96 in the 1896 Japanese Civil Code. The paper also examines the judicial precedents set for Article 96 in the Meiji era. Focusing on duress, it finds that the interpretation of the article changed from a French understanding of law to a German one. The key change being the transplantation of the German idea of *Rechtsgeschäft* or juristic act to Japanese law at the end of the Meiji era. My future research will investigate postwar judicial precedents for Article 96 in order to rethink the requirements of duress.

一. はじめに

1. 旧民法財産編第313条から第317条の強暴に関する規定は、第313条3項の規定のみが修正され現行民法96条の規定となったが、そのほかの規定は、すべて削除された。民法修正案理由書から、旧民法規定削除の理由を概観してみる。まず、新法（現行96条）において、強迫に因り危害をうくべき者が第三者たりうることから規定不要（財産編314条）であり、強迫が相手方の行為でなく第三者の行為でも成立することから特に明文規定の必要性がないこと（財産編315条）、被強迫者が取消権を行使せず、強迫者に対し損害賠償の請求のみを主張しうことは当然の原則でとくに条文で規定するまでもないこと、強迫により畏怖を生じたか否かは、当事者の性別、年齢、強弱、痴愚などを考慮して判断することは当然であること（財産編317条1項）などが削除理由として挙げられている。また、財産編313条1項で、「抵抗スベカラザル暴力ヲ身體ニ加ヘテ其意ニ非ザル合意ヲナサシメタル場合」は「承諾ヲ阻却」するとの規定は、合意の無効であることは「固ヨリ言フヲ俟タサル所」であることから、削除したとされる。同条2項の「不可抗力ニ出テタル急迫ノ災害」に際しての熟慮の機会なくしてなされた契約にかん

しても、「強迫ニ因ル」意思表示とは言えないとして削除した。

結局、「強迫ニ因り畏怖心ヲ生シタルコトヲ要スルノ一點ニ重ヲ置クノ意」で民法96条のような簡素な規定となったわけである¹。

そこで、本稿では、かかる経緯でわずか一條のみで規定された強迫規定に関して、その後どのような要件論が展開されたのか、特に強迫の性質を中心に、学説・判例の発展の過程を検討していく。その際、法律行為論との関連性も意識しながら、明治期の強迫の性質・要件に関する学説の展開を追っていく。第一に、民法典編纂直後の学説を中心に考察する。第二に、それ以降の明治期の代表的な学説をとりあげる。第三に、強迫に関する判例については、明治期にとどまらず、戦前までのものを検討対象にした。

二. 現行民法典制定直後の学説

1. 民法典制定直後には、起草者や起草補助委員、法典調査会委員などにより、新民法典に関する解説書が公刊された。そこで、これらの著書や講義案によって展開されている「強迫」に関する論述から、その意義・要件の変遷を明確化していく。

(1) 梅謙次郎『民法要義』²

梅博士は、強迫を「他人カ惑意思表示ヲ為ササレハ之ニ不利益ヲ興フヘキコトヲ示シ其者ヲシテ其欲セサル意思表示ヲ為サシムル場合」³と解し、意思と表示の合わざる場合のひとつとして位置づける。そして、強迫には「意思ノ欠缺」の場合と「自由ノ欠缺」の場合があるが、「意思ノ欠缺」の場合には、「全く意思ナキモノニシテ法律行為ハ成立スルコトヲ得ス」であり「言フヲ竣タサル所」であることから、民法ではこの場合を規定しなかったとされる。そうすると、民法の強迫は、「自由ノ欠缺」の場合である。甲が乙に対し白刃を向け、一定の意思表示をすべきことを迫った場合、「乙ハ其意思表示ノ自己ニ不利益ナル程度ト今甲ノ毒刃ノ下ニ斃ルルノ不利益トヲ比較シ寧ロ後者ヲ棄テテ前者ヲ取ルノ愈レルニ如カサルヲ思ヒ其不利益ナル意思表示ヲ爲スニ決意シタルトキハ是レ固ヨリ意思ナシト云フヘカラス然リト雖モ此意思タルヤ他ノ強迫ニ因リ已ムコトヲ得スシテ之ヲ決シタルモノニシテ所謂意思ノ自由ヲ缺ケルモノナリ此場合ニ於テハ前例ニ於ケルカ如ク法律行為全ク成立セサルニ非スト雖モ而モ法律ハ表意者ニ興フルニ其意思表示ヲ取消スノ權ヲ以テセリ是レ固ヨリ當然ノ事ニシテ何レノ國ニ於テモ皆同シキ所ナリ」⁴と説明している。被強迫者は意思の選択可能性を有して意思決定をしたものであるが、そもそも意思の自由が欠けている。そこで、法律行為は有効に成立しているが、表意者保護のため取消権を付与したものとする。

また、天災を利用してなされた意思表示に関する旧民法財産編313条2項を否定する理由として、強迫は新法では、「他人の不法行為」に因り、「自由の欠缺」が生じ、「意思表示」することを必要としており、「他人ノ不法行為ノ爲ニ意思ノ自由ヲ有セサシリヲ以テ意思表示ノ取消ヲ許ス」のであるから、「急迫ノ災害」の際になされた「義務ノ約束」または「譲渡」などを取消の原因とする制度、旧民法財産編313条2項は採用されないとした⁵。

取消権の主張は、強迫の場合には詐欺の場合と異なり、第三者にも主張しうる（96条3項）が、梅博士はこの理由を、「詐欺ノ場合ニ於テハ表意者ニ多少ノ過失アルコト多キモ強迫ノ場合ニ於テハ

毫モ表意者ニ過失アルコトナク殊ニ意思ノ不完全ナル程度モ亦大ニ異ナルヲ以テ強迫ハ何人カ之ヲ行フモ何人ニ對シテモ之ヲ援用スルコトヲ得ヘシ」としている⁶。梅博士が、強迫規定の趣旨を、意思の「自由の欠缺」と位置付けていることが注目される。他方、民法96条の強迫の要件に関しては詳細な議論の展開はなされていない。旧民法規定との相違点の説明に主眼が置かれている⁷。

なお、梅謙次郎博士の明治32年度和佛法律学校講義用『民法原理総則編』（国立国会図書館蔵）も検討したが、『民法要義』とほぼ同一内容であった。

(2) 岡松参太郎『民法理由総則編』⁸

民法96条を「意思表示カ自由ニ缺ク場合ナリ」として、その原因は詐欺及強迫とする。強迫の性質として、「強迫トハ他人ヲシテ畏怖ノ念ヲ生セシメ其畏怖ニ因リテ意思ヲ決定表示セシムルノ意思ヲ以テ不正ナル害悪ノ通知ヲ爲シ現ニ其締結ヲ生スルヲ云フ」⁹（同200頁）と解している。

このように、強迫につき明確な定義を掲げるとともに、強迫は①害悪の通知であること、②不正の害悪の通知であること、③他人に畏怖を生じせしめその畏怖により意思を決定表示せしむるの意思のあること、④強迫の結果を生じること、などが必要であることが整理されている¹⁰。ここでは、強迫者の故意として、二段の故意が必要であること。被強迫者が、強迫の結果、畏怖し、それにより意思表示をした、という因果関係を要件としており、現在の通説の原形が示されていることがわかる。そして、旧民法財産編の313条以下の諸規定が、不要規定であり、それゆえ現行法ではこれらを削除したことが論述されている¹¹。

また、岡松博士は、96条2項に関して、「凡ソ決意ノ自由ナルコトヲ以テ意思表示ノ有効ナル條件ノ一トナストキハ自由欠缺ノ原因カ何ヨリ來ルカヲ區別スルヲ得ス。然レトモ又或人ニ對スル意思表示ニ於テ相手方カ之ヲ知ラサルニ拘ハラス此原則ヲ適用スルハ第三者ノ所爲ノ結果ヲ相手方ニ負ハシムルモノニシテ酷ニ失ス然ルニ今（一）詐欺ニ對シテハ予防ノ方法アレトモ強迫ニ對シテハ之レ無ク（二）詐欺ノ場合ニハ何人カ詐欺ヲ爲シタルカヲ證明スルヲ得ルモ強迫ニ於テハ困難ナリ（三）強迫ハ詐欺ニ此シテ公益上一層重大ナリ即チ

強迫ニ因ル自由欠缺ハ詐欺ニ因ルモノヨリモ一層保護ヲ厚クス可キ理由ナルヲ以テ強迫ニハ其所ヲ問ハス詐欺ハ相手方ニ出ルヲ要スルト爲スモノナリ¹²と説明される。

さらに、96条3項に関して、「強迫ハ被強迫者ニ誤ナキヲ以テ第三者ヲ害スルモ已ムヲ得スト雖トモ詐欺ハ欺罔セラレタル者ニ多少ノ過失アルヲ以テ公平上之ヲ棄テテ善意ノ第三者ヲ保護セサル可カラス¹³」と述べている。『民法理由』では、詳細な立法資料の提示と、強迫に関する明確な要件の記述がなされているが、梅博士と同様に強迫を「自由の欠缺」と位置付けていることが指摘されよう。

なお、同時期の岡松参太郎博士のものとして、『民法総論完』（明治29年、東京法学院明治29年用講義、国立国会図書館蔵）がある。詐欺・強迫を「表示ノ自由」の問題として捉えている。「意思ヲ外形ニ表示シタル場合ニ於テ其表示ハ意思ト一致スルモ若シ其表示ノ原因ニシテ任意且自由ナラサルトキモ法律上ノ効果ヲ發生セス蓋シ法律ハ公益上不法ノ影響ヲ蒙ムリタル意思表示ニ効力ヲ興フルコト能ハサレハナリ而シテ意思表示ノ自由ヲ阻却スル場合ニニアリ詐欺及強迫即チ是ナリ」として、意思表示を取消しうべきものとした、と説明する。論述の内容・順序などは、講義用で簡易化されているが、『民法理由』と大きな変化はない。

（3） 松浪仁一郎＝仁保亀松＝仁井田益次郎

『帝国民法正解（第2巻総則）』¹⁴

強迫とは「被強迫者ヲシテ恐怖心ヲ抱カシメンカ為メ被強迫者又ハ第三者ニ害悪ヲ加ヘントスルノ意ヲ被強迫者ニ示スコトヲ」いう。そして、「強迫カ法律上ノ効果ヲ生スルニハ實際被強迫者ヲシテ恐怖心ヲ抱カシメタルコトヲ必要トスル¹⁵」。新民法は強迫者が強迫により財産上の利益を得たことを必要とせず、「決意ノ自由ニ重キヲ置キ表意者カ強迫ニ依リテ意思表示ヲ為スノ決意ヲ為シタルトキハ其強迫ハ毎ニ意思表示ニ影響ヲ及ホス可キモノト為シタ¹⁶」とする。強迫が「決意ノ自由」に影響を与えるものと位置づけられている。

96条2項に関して「詐欺ハ注意ヲ用キテ之ヲ避クルコトヲ得ヘシト雖モ強迫ハ之ヲ避クルノ道ナキヲ以テナリ¹⁷」、96条3項につき、「詐欺ニ陥リタル者ハ多少過失アリト雖モ強迫ニ遭ヒタル者ハ何

等ノ過失ナキヲ以テナリ¹⁸」と説明しており、梅博士、岡松博士の見解と同旨である。

（4） 仁保亀松＝伊藤悌治『民法総論完』¹⁹

強迫とは、「或危害ヲ加フコトヲ示シテ相手方ヲ畏怖セシメ以テ法律行為ヲ決意セシムル²⁰」ことをいう。「而シテ強迫ニ依テ意思表示取消ノ原因トナルハ強迫セラレタル害悪ヲ甘受スルカ若クハ趣サルル法律行為ニ應スルカノ二者ヲ選擇スルコトヲ得ル場合ニ於テ其害悪ヲ避ケテ行為ニ應スル場合ナリ²¹」とし、意思の欠缺の場合を除外すると、強迫は「表意者ニ於テ選擇ノ自由ヲ有スル範囲ニ限ラサル可カラサルナリ²²」と指摘している。本書での強迫に関する部分は少ない。

（5） 岸本辰夫『民法講義総則編巻ノ二』²³

民法96条は「意思表示ノ任意ニ出テサルモノ即チ自由ヲ缺キシモノニ付テノ規定ナリ、蓋シ詐欺又ハ強迫ニ因ル意思表示ハ必シモ其表示ト意思トノ符号ヲ缺クモノニ非ス、唯其意思ヲ決定セル心理的作用カ他ノ詐欺又ハ強迫ニ因ルモノニシテ本条ハ此レカ為ニ其意思表示ヲ取消シ得ヘキモノト為セリ²⁴」とする。「意思の自由」を欠くものとすると同時に、意思決定の「心理的作用」が他者の詐欺または強迫に因るものであることを指摘する点が興味深い。本書は、強迫の要件論の検討を旧民法の規定と比較しながら『民法理由』と同様に詳細に論じている。要約すると、①強迫は害悪の通知であること²⁵。②その通知は、故意（他人ニ畏怖ヲ生シ其畏懼ニ因リテ意思ヲ決定表示セシメントスルノ意思）をもってなされたものであること²⁶。③害悪は不正のものであること²⁷。④その害悪の通知によって結果が生じたこと²⁸。などが必要とされている。岡松博士の『民法理由』と同じといえる。強迫の構造に関しては、「此強迫ニ因ル意思表示タルヤ表意者ハ其害悪ト意思表示トヲ選ミテ後者ヲ採リシモノナレハ其表示タル意思ハ眞ノ意思ニ外ナラストシテ意思ト表示トハ全ク符号スルヲ以テ其意思表示ハ有効ニ成立セサルヲ得ス、唯其意思ノ決定タルヤ僅ニ害悪ト意思表示トノ二者ニ付テ其一ヲ選ハサルヲ得サルカ爲ニ已ムヲ得ス決定シタルモノナレハ其自由ヲ缺キタルモノニシテ、此ヨリ其意思表示ハ取消スルヲ得ルモノト爲セリ²⁹」と解しており、強迫を「自由ヲ缺

ク」意思表示とする点において、梅博士と同旨といえよう。ただ、詐欺・強迫を意思決定の「心理的作用」に影響を及ぼす行為であると位置づけ、表示行為と内面的効果意思との間には不一致がないことから、その意思表示は有効に成立しているものの、意思表示の形成過程に問題があったために、その意思表示に取消権を付与したとの説明方法は、現在の「意思理論」によるものと軌を一にしているといえよう。

(6) 民法典制定直後の学説の特色

民法起草直後の強迫の意義・要件に関する学説は、その意義を意思の「自由ノ欠缺」と位置付けていたといえる。もちろん、93条の心裡留保、94条の通謀虚偽表示、95条の錯誤と関連づけて、意思と表示の合致しない第4番目の類型として強迫規定が位置づけられていることから、法律行為に関する意思表示規定の相互の理論的関連性は、ある程度まで説明されているものの、体系的・統一的な理論の展開はなされていない。たとえば、錯誤と詐欺の関係について、梅博士は「理由の錯誤」論を展開する。これは、意思と表示の齟齬がない場合につき、表意者自身の粗忽により相手方の意思表示につき誤解をして承諾をした場合（梅博士のいう「単純ノ錯誤」でいわゆる「動機の錯誤」）には、表意者の法的救済手段はないが、他人の不法行為により錯誤に陥り、意思表示をなした場合は、意思と表示に齟齬がないものの、詐欺に基づく意思表示として、その意思表示を取り消すことができるとする³⁰。後者を瑕疵ある意思表示とするが、ここでは「意思表示」を中心要素として、強迫を含む法律行為論を体系的・統一的に処理する法理論は、まだ十分に成熟していなかったといえよう。また、強迫の要件に関しては、岡松博士、岸本博士の見解から明らかのように、旧民法規定との対比を通じて、その大きな枠組が形成されたものの、要件論の細かい部分では明確でない部分が残されていた。たとえば、強迫行為の「不法」をどのように判断するか、その判断基準などについては必ずしも十分に議論されていない。

三. その後の学説の展開（明治36年～明治45年）

1. その後、学説は、旧民法との比較検討から強迫の意義・要件を、明らかにするという叙述方法から、現行民法96条の規定それ自体の解釈論へと移行展開する。

(1) 川名兼四郎『民法総論完』³¹

強迫は、①害悪を表示すること、②相手方をして畏怖心を生ぜしめ、これによって法律行為上の意思を決定表示せしめんとする意思あること、③不正なること、④他人がその畏怖に基づき意思を決定表示すること、などが必要とされている³²。③の不正に関する叙述は、岡松博士の『民法理由』などと比較するとかなり詳細となっている³³。強迫の構造に関して、川名博士は「表意者ハ縦令強迫ヲ受ケタリト雖モ強迫者ノ要求ニ應スヘキカ將タ其表示サレタル害悪ヲ甘受スヘキカノ二者ヲ選擇シ其損害ノ程度ヲ比較シテ遂ニ其要求ニ應スルノ途ニ出テタルモノナリ果シテ然ラハ其意思表示ハ單ニ外見上ノモノニアラスシテ其決心シタル意思ノ表示タルコト明白ナルカ故ニ意思ト表示トノ間ニ一致ヲ缺クコトナケレハナリ去レトモ此意思表示タル畢竟不正ノ干渉ニ基因シタルモノナルカ故ニ之ヲシテ法律上完全ナル効力ヲ有セシムルハ一般ノ觀念ニ反スルモノナリ是ヲ以テ羅馬法ハ被強迫者ニ強迫ノ訴權及ヒ強迫ノ抗辯ヲ興ヘ獨逸民法ハ其意思表示ヲ取消スコトヲ得ルモノトセリ我民法モ亦之ニ倣ヒ強迫ニ因ル意思表示ハ取消シ得ヘキモノトセリ」と述べている³⁴。梅博士の説明と概要は一致しているものの、「自由の欠缺」ではなく、「不正の干渉」行為に基づいてなされた意思表示を放置しておくことは、一般の觀念に反することから、取消権を与えたものとしている。

(2) 平沼騏一郎『民法総論完』³⁵

強迫の要件は、(1)の川名博士と同旨といえる。多少異なる点もあるが①強迫と意思表示との間に因果の関係のあること、②前述の結果を生ずることについて強迫者に故意があること、③強迫行為は意思表示の相手方より生じるものでも第三者より生じるものでもよいこと、④強迫に因り意思表示を為さしむることが不法なること、などが意思

表示の取消のために必要な要件とする³⁶。このような要件論は、これまでの学説と比較して大きな変化はない。しかし、強迫の構造論に関して博士は、「強迫ノ取消原因ト為ス理由ヲ自由意思ノ欠缺ニ求ムルハ不當ナリトイハサルヘカラス」とする³⁷。平沼博士は、詐欺・強迫をして、意思表示の「任意ナルコトヲ妨クヘキ不正ノ干渉」と解する学説に対し、そもそも「任意不任意ナル文字ハ曖昧ナル文字ニシテ法律学ニ於テ之ヲ以テ法律的效果ヲ分別スルノ標準ト為シ得ルヤ否ヤニ付キ疑ナキ能ハス」と解するからである³⁸とする。すなわち、「錯誤ニ因テ法律行為的意思ト表示トノ間ニ重大ナル齟齬ヲ存スルトキハ意思欠缺ヲ由トシテ意思表示ヲ無効ト為シ意思ト表示トノ間ニ齟齬ヲ存スルモ其齟齬カ重大ナラサルトキ又ハ二者ノ間ニ全ク齟齬ヲ存セサルトキハ意思ヲ決定シ之ヲ表示スルニ至ラシメタル原因ノ如何ヲ問ハス意思表示ノ効力ニ影響ヲ及ホササルヲ原則トス此原則ニ對スル例外ハ詐欺ニ因リタル錯誤又ハ強迫ニ因ル畏怖カ法律行為的意思ヲ表白スルノ動機ト為リタル場合ナリ此場合ニ於テハ意思欠缺アリトイフヲ得サルモ意思表示ニ瑕疵アルモノトシ表意者ヲシテ之ヲ取消スコトヲ得セシム」と説明している³⁹。ここでは明確に「意思の欠缺」と「瑕疵ある意思表示」とが意識され、それぞれの説明がなされている。

（3） 富井政章『民法原論 第一巻總論』⁴⁰

現行民法典の起草者である富井博士の著書は、出版が明治37年と民法典成立時から時間を経ているが、強迫に関する叙述は、旧民法との比較の部分もあり、民法典制定直後の学説を反映したものともいえる。富井博士によれば、強迫とは、「他人ヲシテ或意思ヲ決定表示セシムル意思ヲ以テ不法ニ害悪ヲ表示シ以テ其人ニ畏怖ヲ生セシムルコトヲ謂フ而シテ現ニ其目的トセル結果ヲ生シタル場合ニ限り意思表示ノ効力ニ影響スルコト詐欺ト相異ナル所ナキモノトス」⁴¹としている。また、強迫の性質について、「強迫モ詐欺ニ同シク意思ノ欠缺ヲ来ス事由ニ非ス蓋表意者ハ縦令抗抵又ハ逃避スルコト能ハサリシモノトスルモ尚強要ニ應スルト害悪ヲ被ルトノ間ニ於テ其一ヲ選擇セルモノナルカ故ニ眞實ノ意思表示タルコトヲ失ハサルモノト

セリ唯其意思表示ハ強迫ノ爲メニ瑕疵ヲ帯ヒタルモノナルカ故ニ法律ハ被害者ヲ保護シ其取消ヲ爲スコトヲ得セシメタルナリ」⁴²とする。

意思の「欠缺」、「瑕疵」ある意思表示などの言葉が意識的に記述されており、「意思の自由」に触れることもないことから、「意思表示」を核として、各種法律行為を体系的・理論的に処理しようとする法律行為論を意識した説明方法といえる。

なお、博士は、法典調査会での起草過程で、強迫の規定には、英国法の「不当威圧」の法理が導入されないことを明言されていたが、そのことに関し、富井博士は、英国法の「不当ノ威圧」の法理は「後見人等トノ関係ヨリシテ強迫アルモノト推定スヘキ場合ヲ認ムト雖モ我國民法ニハ一切此種ノ規定ヲ設ケス如何ナル場合ニ於テモ表意者ヨリ強迫即チ畏怖ニ因リテ意思ヲ決定表示シタルコトヲ證明スルノ必要アルモノト謂フヘシ」⁴³と説明されている。後見人という特別な地位に基づく強迫の推定をするような処理を現行民法の強迫規定では導入しないとする趣旨である。

また、大正11年版の『民法原論』（昭和60年、有斐閣）⁴⁴では、「強迫ハ不法ナルヘキコト」についての記述が、初版と異なったものとなっている。大正版では、「強迫ハ単ニ其手段ノ方面ヨリ觀察スヘキニ非ス尚之ニ依リテ達セントスル目的ノ如何ヲ究ムルコト必要ニシテ結局此両方面ヨリ觀察セル行為カ法律上許容スヘカラサルモノナルトキハ取消ノ原因ト為ルモノトス（鳩山氏183頁、以下参照）」とある⁴⁵。「結局」以下の文章がこの改訂版では鳩山説を参照して修正されている。この部分の変更は重要であり、強迫行為か否かは、①行為の手段の正当性と、②行為の目的の正当性を相関的に考慮し、さらに、表意者側の要素とを考察して、取消すべきものか否かが総合的に判断されることが示されたわけである。即ち、取消は、単に表意者の意思的要素だけで判断されるものではなく、相手方の態様、被強迫者の畏怖の程度、問題となる法律行為の内容、対価給付均衡性などの諸要素の複合的判断に基づくことを、起草者である富井博士も認容していたものといえる。

（4） 江木衷『現行民法論総則編』⁴⁶

強迫とは、「或ル不法ノ害悪ヲ加ヘンコトヲ通知

シ其被通知者ヲシテ現ニ恐怖ノ念ヲ生セシムルノ意ニシテ、之カ為シタル意思表示トシテ依然存在スルカ故ニ法律ハ只タ之ヲ取消スコトヲ得ヘキモノトス」という。強迫の具体例がわかりやすく叙述されているが、厳格な要件・効果論は展開されていない。

(5) 岡松参太郎『民法總則』⁴⁷

岡松博士の見解は、すでに『民法理由』を検討したが、本著書では、詐欺・強迫の説明方法が異なる。博士は「任意ノ縁由」という観念を用いて説明する。すなわち縁由は「私法上全ク効力ナキヲ原則トス是レ縁由カ任意ナラサル場合ニ於テモ亦同シ唯若シ其不任意ナルコトカ不法ノ原因ニ基ク場合ニハ法律ハ其意思表示ニ充分ナル効力ヲ与ヘス其意思表示ヲ取消シ得ヘキモノトス而シテ其不法ノ原因ニ出ツル場合トハ縁由カ強迫及詐欺ニ基ク場合即チ是等ノ場合ニ其意思表示ヲ取消シ得ヘキモノトスルハ縁由カ任意ナラサルカ為メニアラスシテ其不任意カ不法ノ原因ニ基クカ為メナリ」⁴⁸とする。意思の不任意性よりも不法の原因に基づく意思であることを重視する説明となっている。『民法理由』では、強迫を「自由の欠缺」と位置づけていたことから、明らかに説明方法は変化している。また、「強迫ニ因ル意思表示ト雖モ被強迫者ハ二ノ害悪ノ中其輕キモノヲ選ヒタルモノナルカ故ニ行為意思ハ確ニ存在シ且其意思ヲ表示セルモノナルカ故ニ法律行為ハ成立セサルヘカラス唯法律ハ不法ノ原因ニ基キタル意思表示ニ完全ナル効力ヲ認メ強迫ヲシテ其目的ヲ達セシムルコトヲ許スヘキニアラサルカ故ニ表意者ニ取消權ヲ与ヘ表意者之ヲ欲スルニ於テハ其法律行為ヲ取消スコトヲ得セシム」⁴⁹とも説明している。そのほかの要件論に関しては、本書でも詳細な要件論が展開されているが、『民法理由』と基本的に同旨である。

(6) 鳩山秀夫『法律行為及至時効』⁵⁰

鳩山博士は、法律行為を権利の得喪・変更の原因たる法律事実の一つとし、私法的効果を欲する私的意思表示を、その欠くべからざる要素であるものと位置づけている⁵¹。意思表示の主観的要素たる意思は、2個の分子から成り、一つは、法律行為により生ずる私的効果を欲する意思である行為意思または効果意思と、もう一つは、この意思

を外部に表示することにたいする意思である表示意思であるとする⁵²。ここにおいて、法律行為の主たる構成要素である意思表示が、行為意思（効果意思）⇒表示意思⇒表示行為から構成されることが整理されたわけである。

さて、法律行為の成立に行為意思（効果意思）が必要とされる理由を鳩山博士は、日本民法が法律行為制度を設けた全体の趣旨、すなわち、私的法律関係において「個人自ラ其法律關係ヲ支配セントスル意思ノカヲ認メタルコト」に由来するもので、「私法上ニ於ケル自治ハ行為意思ヲ以テ法律行為ノ要素トスルニ由リテ始メテ其目的ヲ達スルモノト謂ウヘシ」⁵³とする。このように博士は、個人の「意思の力」を尊重する思想、さらに広く「私的自治」が法律行為にあって行為意思（効果意思）をその構成要素とする主たる理由であると説明している。鳩山博士にあっても、「意思の力」が法律行為の核であると解していることは注目されよう。法律行為の要素として表示意思を要することに関しては、民法上の明文の根拠はないものの、民法が行為意思（効果意思）を必要とし、また、その表示を必要としていることからすると、両者の連絡を保つ欠くべからざる精神作用もまた必要となることから⁵⁴、外部に存在する身体の挙動が内部にある一定の行為意思（効果意思）の表示たることについての認識である表示意思が必要である⁵⁵と説明されている。

このように博士は、法律行為を法的効果の発生を欲する個人の意思を基本とする制度と解しながらも、その射程範囲を厳格に検討することにより、ある事実についての観念の表示とある効果を欲する表示とはその性質が異なること⁵⁶を示した。すなわち、観念通知、請求通知、感情通知などをいわゆる準法律行為として、法律行為と区別する立場である。これは、法律行為を広義に解し、観念通知などをも法律行為のカテゴリーと解していた起草者の富井博士⁵⁷、梅博士⁵⁸の見解と異なるところとなる。鳩山博士によれば、ドイツ普通法時代には意思表示をもって直ちに法律行為と解する多数説が存在していたが、意思表示は単に法律行為の欠くべからざる一要素にすぎない、との立場を妥当とし、法律行為は、「意思表示ヲ缺ク可ラサ

ル要素トスル事実」⁵⁹であると解したわけである。このように法律行為論は、前述の富井博士、岸本博士、平沼博士などを経て鳩山博士にいたりついに現在の通説的骨格が形成されたものと推測される。

ところで、鳩山博士は、民法の意思表示規定に関し、93条～95条は意思と表示の不一致について規定し、96条は他人の不法の干渉に基づく意思表示を規定したものと位置づける⁶⁰。もっとも、博士は、意思と表示の不一致の問題に関して、日本民法は、意思主義を採用したものの「我民法ノ意思主義ハ絶対ノ意思主義ニ非スシテ意思主義ヲ原則ニシタル折衷主義ナルコト及ヒ此折衷主義ハ理論ニ拠リタルモノニ非スシテ公平ニ基キタルモノ」⁶¹とも述べておられる。博士は、法律行為に関する諸規定を理論でなく「公平」の観点からする調整原理に由来する規定であると解しているのである。ときとして鳩山博士流の法律行為論がドグマテイクであると批判される場合もあるが、博士自身は法律行為の諸規定が法立法政策の産物であり、衡平原理から規定されたものであることを十分意識されていたわけである。

さて、博士は、民法96条を「他人ノ不法ナル干渉ニ基ク意思表示ナリ」⁶²とする。すなわち、詐欺・強迫の意思表示は、「行為意思決定ノ状態」に関する問題であるため本来法律行為は成立するが、「他人ノ不正ナル干渉ニ因リテ其自由ノ妨ケラレタル場合ニハ法律上之ヲ保護セサルヘカラス」⁶³そこで、保護手段として、表意者に不確定的な損害賠償請求権でなくして取消権を付与したと説明するのである。

また、強迫の成立要件として、①主観的要件として故意が必要であること（いわゆる二段の故意＝第1に自己の行為によりて被強迫者畏怖を生じめんとする意思を要し、第2にその畏怖に因りて法律行為意思を決定せしめんとする意思を要すること）⁶⁴、②客観的要件として強迫行為あること⁶⁵、③表意者に畏怖を生ずること⁶⁶、④強迫は不法であること⁶⁷、などを必要と解していた。①の二段の故意が必要とされる理由は、一つは、表意者に生じた畏怖のみを原因とするのでなくその畏怖が他人の有意の行為に基づくことを必要と解するか

らだとする⁶⁸。旧民法のような事態を含まないことを明確にするための要件といえよう。もう一つは、他人の不正なる干渉に因り行為意思決定の自由を害された場合のみを規定する趣旨で、英米法の不当威圧およびこれに類するプロイセン法の尊敬的畏怖のごとくの強迫的意思のない強迫を排除しようとしたもの⁶⁹と解している。後段の説明は富井博士もなされているものである。③の畏怖とは、判断力を失うということではなく、「二個ノ害悪ノ内最少ナルモノヲ選択スト云フ程度ニ於テ判断力ヲ有スル場合」⁷⁰であるとする。この限度で意思の選択可能性が存在し無効ではないというわけである。④の要件は、民法上明文規定はないが、これを必要と解するのが通説であるとする⁷¹。さらにここでいう不法とは、それまでの通説が目的の不法の場合のみをいうものと解していたのに対し、当該強迫をもって当該の意思表示を決定せしむることが客観的に不法であること⁷²、すなわち、当該の強迫をもって、当該の意思表示をなさしめることについて権利があるか、あるいは、取引上正当の手段とみとめられるものでなければ、その強迫は不法なものとする⁷³。そして、手段が違法であれば、たとえ目的について権利を有していても、強迫による意思決定は不法の干渉となるとするのである⁷⁴。

本書は、強迫規定の全体にわたり、様々な問題につき、詳細な検討がなされており、まさに当時の代表的注釈書といえる。

（7） 中島玉吉『民法釋義』⁷⁵

詐欺及強迫の意義につき「意思ト表示ノ間ニ不一致ヲ来スニ非ス、只意思ヲ生セシメタル原因カ不正ナルモノナリ、即チ意思其モノカ自由ニ決定セラレタルニ非スシテ他人ノ不正ノ干渉ニ出テタルモノナリ、縁由ノ瑕疵又ハ錯誤ハ意思表示ノ効力ニ影響ヲ及ホササルヲ以テ原則トナス、只本条規定スル二者ニ限りテ其効力ニ影響ス」⁷⁶として、意思表示の縁由の瑕疵と位置付けている。また、「強迫ニヨリ恐怖ヲ生スルモ全ク知覚精神ヲ失ハス、其危害ヲ避ケンカ為メニ意思表示ヲナス場合」⁷⁷が本条の規定するところであるとする。そして、「強迫ハ元来不法行為ナリ、人格権ニ對スル侵害ナリ、故ニ當然損害賠償ノ訴権ヲ生ス、本条ニヨリ

取消権ヲ与フルハ被害者ヲ一層厚ク保護センカ為メナリ、本条ノ保護ヲ与ヘテ不法行為ノ訴権ヲ奪フモノト解セハ誤ナリ」⁷⁸とも指摘する。不法行為訴権の關係から強迫規定を意味づけているが、かかる説明方法は被強迫者の意思の自由に着目するよりも、強迫者の行為の悪性に取消の根拠をもとめており、先の岡松博士の説明方法とも近く興味深い。96条3項に関しては、立法論として取引の安全を害することから反対することを明言している⁷⁹。強迫の要件論に関しては、この時期の他の学説と同様の、十分な展開がなされている。

(8) この期の学説の特色

強迫を「意思の自由の欠缺」とする説明方法は、この時期には明らかに後退する。これは、わが国での法律行為論の確立とその理論の浸透に由来するものであろう。強迫規定を意思の「自由な合意」を欠く場合とする説明方法は、フランス民法における通説的な説明方法であり⁸⁰、それがいわばこの時期において、ドイツ民法的な「瑕疵ある意思表示」を用いた説明方法へと転回したともいえる。

ところで、鳩山博士は、表示されていない意思は、本来法律行為上の効力を有すべきでなく、法律行為の縁由に遡り、表示そのものから離れて表示せられざる意思を探求することは許されるべきでない⁸¹、とする立場を基本とする。しかし、96条の如く「他人の不法なる干渉に基づく意思表示」に関しては、意思表示の不自由に加えて、強迫者の恨むべき行為つまり不法の意思を貫徹させるべきでない⁸²ことから、法は表意者を厚く保護すべきものとして表意者に取消権を付与したと解する⁸³のである。これは、強迫規定を単に意思的要素のみを考慮して立法されたものでなく、不当な干渉をした者がこの意思表示上の効果を楽しむことは正当でないという、いわば契約的正義の実現のための規定と位置づけ理解していたとも解しうるのである。

他方、強迫の要件論に眼をむけるならば、①強迫者において二段の故意が必要であること、②強迫行為が不法であること、などの要件が条文上の明文規定がないにも拘わらず通説化したことがわかる。①は、旧民法財産編313条2項のような「不

可抗力ニ出テタル急迫ノ災害」をさけるために熟考する暇なくしてなされた意思表示を強迫類型から除外することをひとつの立法理由とした現行強迫規定の趣旨を貫徹するために考案された要件であり、その後の判例の展開によりこの要件は確立する。また、②の「不法」が必要とされる理由を、鳩山博士は、「表意者ニ於テ強迫ヲ受ケテ意思表示ヲ決定スルモ之ヲ法律上正當ナリト認ムベキ場合ニハ敢エテ取引ノ安全ヲ犠牲トシテ表意者ヲ保護スルノ必要無キ」⁸⁴とし、ここでいう「不法」とは、「強迫受ケテ行為意思ヲ決定スルコトガ法律上客觀的ニ表意者ノ當然認容スベキ所ニ属ス可ラズ」⁸⁵という場合をいうとされている。取消権を付与するに値するような「不法」な行為が強迫行為ということになる。そうするとこの不法か否かの判断を抽象的になすことは難しく、民法全体の趣旨及び96条の趣旨、権利者の自救行為を許さない民法の趣旨から、強迫の手段と目的とを具体的に検討して、行為全体としての不法の有無を判定されることとなり⁸⁶、これも判例の集積によりその内容が具現化されていくことになる。

四. 強迫に関する戦前の判例の展開

強迫に関する判例は、戦前においては多くはない。しかし、強迫の要件形成について重要な大審院判決もあり検討していく。

1. 明治37年11月28日大審院（破棄差戻）⁸⁷

（事実） Yが、米の売買につき、詐欺取財ありと信じ、Xを告訴したところ、Xが畏怖の念を抱き、和解契約を締結した。のちに、Xがこの契約につき強迫による取消と証書の取戻を請求した。Xは、原判決は、YがXに詐欺取財の行為であると誤信し告訴したならば、「強迫者ニ強迫ノ意思アルニアラサレハ之ヲ以テ強迫ナリト云フヲ得スト判断」したのは、法律を不当に適用したものであると主張し上告した。

（判旨） 「原院ニ於テYハXニ詐欺取財ノ行為アリト信シテXニ對シ詐欺取財ノ告訴ヲ爲シタルモノトセハ詐欺取財ノ行為ナキコトヲ知りナカラ故意ヲ以テ告訴ヲ爲シXヲ強迫シ自己ヲ利セントシタ

ル者ニアラサルヲ以テ該告訴ニ依リXハ恐怖ノ念ヲ惹起シ爲メニ本件和解契約ヲ爲シタルモノトスルモYニ故意ナキヲ以テ強迫ニ因リ右和解契約ヲ爲シタルモノトスルヲ得スト判定シタルモノノ如シ果シテ然ラハ民法第九十六條ノ強迫ノ意義ヲ誤解シ原院ノ所謂故意即チ不法ナルコトヲ知りナカラ殊更ニ自己ヲ利センカ爲メ他人ヲ強制シ以テ恐怖ノ念ヲ生セシムルコトヲ以テノ要素ト爲シタルモノト云ハサルヲ得ス然レトモ右ノ如キ故意ヲ以テ要素ト爲スヲ得サルコトハ同條ノ法意ニ徴シテ明瞭ナリ同條ニ於テ強迫ニ因ル意思表示ヲ取消スコトヲ許シタルハ他ナシ表意者ハ強迫ニ因リ恐怖ノ念ヲ生シ意思ノ自由ヲ欠キ止ムコトヲ得シテ其真意ニ異ナリタル意思ヲ表示シタルモノナルカ故ナリ然リ而シテ表意者即チ被強迫者ノ恐怖ノ念ヲ生スルハ強迫者カ故意ヲ以テ強迫スルト又其過失ニ因リ強迫スルトニ依リ毫モ異ナル所ナキカ故ニ故意ヲ以テ強迫シタル場合ニ限り其強迫ニ因ル意思表示ヲ取消スコトヲ許シ過失ニ出テタルトキハ其強迫ニ因ル意思表示ヲ取消スコトヲ許ササル理由アルナシ之ヲ要スルニX所論ノ如ク原判決ハ法則ヲ不當ニ適用シタルモノニシテ破毀ノ原由アル不法ノ判決タルヲ免レス。

（コメント） 判旨を素直に読むならば、大審院判決は、「過失による強迫」による取消も認めるとする趣旨であると読める。しかし、むしろ、本判決は、目的の「不法」性に関し、その不法の認識を必要としないとしているのであり、不法性（違法性）に関し客観説をとるとの趣旨であろう。

2. 明治39年12月13日大審院（棄却）⁸⁸

（事実） YらはXに対し、「米を盗んだに相違ない。若し聞かなければ警察に出して監獄に入れる」などと恐喝し、Xに金1,500円を支払うことに同意させたうえ、Xの土地建物を抵当として借用証書を作らせ、さらにXの「心中畏怖ノ念去ラサルニ乗シ低當物ヲ千三百圓ト見積リ之ヲAニ売却トナシ不足額二百圓ニ對シテハ新タニ借用證書ヲ差入ルルコトヲ承諾セシメ、地所建物證書類ヲ騙収シタ」。その後、本件土地がAからBに譲渡され登記された。Xは、Yらを詐欺取得罪で告訴し、本件土地建物の返還、移転登記の抹消を求めA、Bに対し

附帯私訴を提起した。A、Bが上告。

（判旨） 強迫による意思表示は「ソノ取消ヲ善意ノ第三者ニ對抗シ得ヘカラサルモノ」との上告に対し、「詐欺ニ依ル意思表示ノ取消ニ付キテハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得サルハ民法第九十六條第三項ニ規定スル所ナルモ強迫ニ因ル意思表示ノ取消ニ付キテハ斯ル特別規定ヲ存セサルヲ以テ其効果ハ一般ノ原則ニ從ヒ第三者ニ對抗シ得ヘキモノトナサ、ルヲ得ス而シテ意思ノ表示カ相手方又ハ第三者ノ強迫ニ出テタル場合ニ表意者カ全ク意思ノ自由ヲ奪ハレタル場合ニ於テハ其意思表示ハ表意者ノ意思ヲ欠如スルモノナレハ唯タ形式的存在ヲ有スルニ止マリ實體上ニ於テハ全然無効ナルヲ以テ所謂取消ノ問題ヲ生スルコトナク表意者カ多少其意思ノ自由ヲ享有スル場合ニ於テ其意思表示ハ瑕疵アル意思表示トシテ取消ニ因リ初メテ之ヲ無効ナラシムルコトヲ得ルモノナリ民法第九十六條第一項ニ「強迫ニ因ル意思表示ハ之ヲ取消スコトヲ得」トアルハ即チ此種ノ意思表示ヲ指シタルモノニシテ所論ノ如ク絶対的ニ意思ノ自由ヲ欠缺スル場合ニ適用スヘキ法條ニアラス故ニ原院カ本件契約ノ取消ハ第三者タルBノ意思如何ニ拘ハラズ之ニ對抗シ得ヘキモノト判示シタルハ相當ニシテ上告論旨ハ理由ナシ」

（コメント） 強迫の取消の効果に関し、96条第3項の反対解釈を明言するものである。また、傍論ではあるが、表意者の意思が欠けている場合は、無効となるとしている。

3. 大正5年5月8日大審院（棄却）⁸⁹

（事実） 本件土地売買について、公簿坪数に不足したなどを理由に、買主Yは、売主Xを詐欺で告訴したところ、担当検事が好意的に当事者の紛争を解決するため、Xに示談をすすめ、和解契約が締結された。しかし、Xは、本件和解契約が検事を持ちいての強迫であるとして、Yに取消を主張した。上告理由第一点は、民法上の強迫は、「法律行為ノ表意者カ強迫アリトシテ畏怖ノ結果意思表示ヲ為シタル場合ニハ總テ其法律行為ノ取消ヲ許ス法意」であり、それゆえ、原判決がXの主張を排斥しようとするならば、まずXが本件和解契約につき強迫により意思表示をしたのでない事実を

Xの「主観的方面ヨリ説明セサルヘカラス然ルニ此點右ニ付何等説明スル所ナク漫然強迫者ノ方面ノミ觀察シ、Xノ表思ト畏怖ノ間ニ因果關係アリヤ否ヤXハ畏怖セルヤ否ヤヲ閑却セル原判決」は、理由不備の違法ありとする。また、第二点は、Xは、本件和解契約を決意した直接の原因は、検事の言動に対する畏怖に基づくものであり、Xが畏怖したかどうか、畏怖に基づく意思表示かどうか重要であるなどと主張した。

(判旨) 「民法第九十六條ニ所謂強迫ノ事実アルカ爲メニハ單ニ畏怖ノ結果意思表示ヲ爲シタル事実アルノミヲ以テ足レリトセス又脅迫行為ヲ爲シタリト主張セラルル者ニ於テ強迫スルノ意思アリタリコトヲ必要トス而シテ原審ハ本件ニ於ケルYノ告訴ハYノ強迫ノ意思ニ出テタルモノニ非サル旨ヲ判示シタル以上ハ右告訴ハ強迫行為ヲ成立スルモノニ非サルコト明カナレハXノ主観的方面ニ於テ畏怖ノ有無及畏怖ト表意トノ因果關係ノ有無等ニ付キ判断ヲ興フルノ要ナシ故ニ原判決ハ所論ノ如キ不法ナキヲ以テ論旨第一點ハ理由ナシ又原審ハ検事カXヲ強迫シテ和解契約ヲ締結セシメタリトノ事実ハ之ヲ認ムヘキ證據ナキ旨ヲ判示シタルカ故ニ検事ニ脅迫行為アリト謂フヲ得サルカ故ニXカ畏怖セルヤ否ヤ又畏怖ニ基ク表意アリヤ否ヤノ點モ前説明ト同一ノ理由ニ依リ之ヲ判断説明スルノ必要アルモノニ非ス故ニ論旨第二典點モ理由ナシ」

4. 大審院大正6年9月20日(棄却)⁹⁰

(事実) 会社経営者のA(Xの前主)らの不実報告行為により、会社の財産状態を誤信したため、その会社の株式を購入したYが、Aに対し、Yの保有する株式を払込み金額で買い取ることを要求し、さもなければ、Aの不正行為を告発すると通告し、株式の買収契約を締結せしめた。Xは、かかる契約を強迫に基づくものと主張し、返金の請求をした。

(判旨) 「Yノ訴外Aニ對シテ爲シタル告發ノ通知ハ法律ノ付興シタル權利ノ實行ナリトスルモ之ニ依リテ不正ノ利益ヲ得ルコトヲ目的トスル場合ニ於テハ不法ナルモノト謂ハサルヲ得ス而シテ原院ノ認定スル所ニ依レハYハ右告發ノ通知ヲ爲シタ

ル結果當時殆ント價值ナキ大阪硫安肥料株式會社ノ株式三百株ヲ一株十三圓ニテAヲシテ買受ケシムルニ至リタルモノナレハ原院カ此本件賣買ヲ不法ノ強迫ニ因ル意思表示ヨリ成ルモノト認定シタルハ毫モ不法ニアラス」

5. 大正14年2月25日大阪控訴院(棄却)⁹¹

(事実) Y所有の山林が、X1との間で代金4,050円で売買契約が成立し、これがX2に転売され、さらに一部が転売された。Yはそもそも本件山林は約1万円の価格を有していたと主張して、訴外Bをして、X2らにYへ損害金を支払うことを要求させていた。後日、その交渉を進捗させる手段として、Bは警察にその事実を告げ取調べを求めたところ、刑事調査はX1、X2に対し、正当な権限によらずに不法に兩人を警察署内に抑留したのみならず、刑事らはすみやかにYの要求する損害金を賠償するならば、直ちに釈放し帰宅を許すが、そうでなければ数日間でも警察署内に抑留する。また、兩人の行為は重罪に該当する犯罪であるから送検し重刑で処罰すると告げ、Yとの合意を要求したため、X2は、やむなく買受けた山林の26筆中9筆を返還し、X1、X2は損害金として2,000円を支払うことを約束した。X3は、X1、X2の当該消費貸借契約を引受け、三名連帯の借用書をYに交付した。X1、X2は強迫による取消を主張し、X3は、本件消費貸借契約の無効確認と借用證書の返還を求めた。

(判旨) 「X2及びX1ノ右損害金支払ノ契約並ニ之ヲ目的トスル本件消費貸借契約締結ノ意思表示ハXラノ主張ノ如ク孰レモ不法ナル強迫ニ因リ為サレタル意思表示ナリト認定スヘキモノトス」

(コメント) 第三者(警察の行為)の強迫が認定された事案である。

6. 大正14年11月9日大審院(棄却)⁹²

(事実) 5と同じ。

(判旨) 「原審カ該当法律行為ヲ取消シ得ヘキモノト判決シタルハ結局相当ニシテ本論旨ハ其ノ理由ナシ。」

7. 昭和3年5月24日東京控訴院（棄却）⁹³

（事実） 甲の子である乙が、新潟県の某村の収入役に在職中に、約束手形及び借用証書各一通を偽造し、丙から1万円を騙取した。甲は、乙の不法行為による損害賠償債務と他の債務とを併せて、丙との間に消費貸借契約を締結した。その際、丙は甲に対して当該契約をしなければ刑事訴追の手續きをとる旨の通告をしていた。甲は、本件消費貸借契約が丙の強迫により成立したものだとして無効確認と証書の返還を求めた。

（判旨） 「本件ノ如キ犯罪ニ因ル被害事件ヲ発覚シタル場合ニ於テ何人ヲ被害者ノ地位ニ置クモ一応ハ丙ノ採リタルト同様ノ手段ニ出ツヘク其処置毫モ不穩不当ノモノト認メ難キノミナラス其当時丙ハ甲ヲシテ其子乙ニ代テ実害ヲ模補セシメ事ヲ穩便ニ解決セントスルノ意思アリシコトハ推察スルニ余リアルヲ以テ丙ノ措置ハ寧ロ甲ノ家ノ家名ヲ顧慮シ父ナル甲ニ汚辱ナカラシメントシタル情誼アリ儀礼アル処置ナリト認ムヘク到底不法ニ害悪ヲ通告シテ甲ヲ強迫シタルモノト断スルヲ得ス」
（コメント） 丙の行為は、強迫に該当しないと判旨している。全体として給付の不均衡が生じてはいない。

8. 昭和4年1月23日大審院（棄却）⁹⁴

（事実） 7と同じ。（7の上告審）

（判旨） 「原裁判所カ強迫ノ抗弁ニ付キ云ワント欲スルトコロノ趣旨ハ要スルニ本件契約ヲ締結セサルコトニ因リテ上告人甲ノ恐ラク招致スルコトアルヘキ所謂害悪ヲ挙示シタル点ニ於テモ亦竟ニ本件契約ノ締結ニ帰到シタル点ニ於テモ共ニ違法ノ以テ認ムルニ足ルヘキモノ無シト云ウニアルコト之ヲ了スルニ難カラス是レ亦一ノ事実認定ニ基ク判断ニ外ナラス而シテ此ノ判断ハ正鵠ヲ失セリト云ウ可カラス所論ハ強迫ニ因ル意思表示ノ場合ハ常ニ表意者カ如クニ惶懼スルコトアリシヤ若ハ如何ナル負担ニ任スルニ至リシヤノ事実ノミヲ観テ以テ強迫ノ有無ヲ決セサル可カラスト云ウニ帰セサルヲ得スソレ自体採用スルニ由無キ立論ナルノミナラス抑又原判決ノ認定シタル事実ノモノニ即カサル攻撃ト云ウヘキナリ」

（コメント） 契約締結に際して、「本件契約を締結

しなければ告訴する」との行為があったとしても、強迫か否かはその行為の前後の事情を考慮して判断するものと解している。

9. 昭和4年2月20日大審院（破棄差戻）⁹⁵

（事実） Xは、訴外鈴木精八に大正11年3月14日4,200円を貸与し、鈴木精八所有の本件不動産に第一順位の抵当権を得て、登記手續をした。しかし、大正12年6月2日弁済を理由とする登記の抹消登記手續をしたが、これは訴外鈴木精八の強迫による、Xの上記債権及び抵当権の放棄の意思表示に起因していた。Xは、大正12年10月25日訴外鈴木精八に対し抹消登記回復の訴を提起し、勝訴の確定判決を得た。

そこでXは、抹消した登記の回復を申請しようとしたところ、Yは、上記抹消登記後の大正12年9月14日付で訴外鈴木精八に対する貸借債権について1番抵当権の設定およびその登記を得ていたAから譲渡を受けていた。また、同27日付でBは、2番抵当権の設定を得て、その2番抵当権は、それらの債権と共にXが先述の勝訴の確定判決を得たのちYに譲渡され、大正12年11月28日移転登記がされた。Xは、Yに、抵当権設定登記回復登記手續の承諾を求め、訴を提起した。原審判決が、強迫に因る意思表示に関しても、96条3項の第三者の範囲を取消前の第三者「取消行為アリタル日以前ニ己ニ利害関係ヲ設定シタル第三者ニ限ルヘク其ノ以後ノ第三者即取消行為当時未タ存在セサリシ第三者トノ関係ハ之ニヨリテ律セラルルモノニアラス云々」と解することに関して、「取消ノ意思表示ノ日以前ニ於テノミ其ノ効果ヲ有スト云フ如キ狭義ニ解スヘキ法文一モナキノミナラス斯ク解スルトキハ強迫ヲ蒙リタル被害者ヲ保護スルニ充分ナラサレバナリ即取消ノ意思表示アリタル日以後ノ取得者ニ対シテモ其ノ効果ハ及フヘキモノトセサルヘカラサル所以ナリ」としてXが上告した。

（判旨） 「然ラハX主張ノ如クXカ本件抹消登記ノ原因タル鈴木精八ニ対スル債権及抵当権ノ拋棄行為ヲ強迫ニ因ル意思表示トシテ適法ニ取消シタリトセハ其ノ効カトシテ拋棄行為ハ始メヨリ無効トナリ嘗テ拋棄行為ナカリシト同一ニ帰スル結果X

カ鈴木精八ニ対シテ有シタル債権及抵当権ハ始メヨリ消滅セサルコトナルヘク而モ上叙取消ノ効力ハ第三者ノ善意悪意ヲ問ハス之ニ対抗シ得ヘキヲ以テXハ本件抹消登記後抵当権ノ設定ヲ受ケ其ノ登記ヲ経タルYノ前主A及Bニ対シ第一順位ノ抵当権ヲ以テ対抗シ得ヘク其ノ特定承継人タルYカ前主ヨリ以上ノ権利ヲ有シ得サルコト勿論ナルヲ以テXカYニ対シテモ亦第一順位ノ抵当権ヲ以テ対抗シ得ヘクYカ登記上利害関係ヲ有スルニ至リシ日（抵当権譲渡登記アリタル日）カ前記取消アリタル日ノ前ナルト後ナルトニ依リ其ノ結果ヲ異ニセサルヘキハ前記取消ノ効力ヨリ観テ当然ノコトニ屬ス」

（コメント） 取消の効果に関する判例である。復歸的物権変動論肯定の立場（我妻博士）からの批判がある。効果論に関しては、別稿で検討したい。94条2項の類推適用論が問題となろうが、本件ケースでは難しいかもしれない。

10. 昭和8年9月25日東京控訴院⁹⁶

（事実） Xの父は、12歳の時から64歳で死亡するまで、Y家に雇われていた。その父の死後、Xは、午後8時頃、Y家に呼ばれ、2階奥座敷に案内され、Yほかの者から、Xの父は、Yに1万400円の債権を負担したまま死亡したので、「直チニ返済セハ金額ヲ7千円ニ減額シ其余ハ免除スヘケレハ右7千円ノ弁済トシテ本件土地三百五十坪ノ所有権ヲYニ移転スベシ」と要求した。Xが承諾しないでいると、翌日午前3時頃に至るまで、執拗に要求を繰返し、Y自ら執筆した本件土地の売渡証を挙示して、これに署名捺印することを求め、債権の根拠計算関係などは少しも明示せず、Xが「今夜タケ考ヘサシテクレ」と申し出ても許容せず、Xが実印を持参するため帰宅したい旨を申し出ても拇印で可として許さず、ただ前記売渡証に署名捺印することを強要した。そして、もし承諾しなければ「方法」とるといい、あたかも何等か恐るべき謀計を廻らすべき企図あるが如く暗示し、遂に深夜に及んで性質柔和温順であり、父が一生涯を通じてY方で使用せられ之によって一定の生計を立てて果たした事、Yに対する屈從的盲從的の習慣を脱却できないXは、ついにその真意に反す

るにも拘わらず、「到底免ルルコト能ハスト觀念シテ前記売渡証ニ署名捺印スルニ至」った。

（判旨） 「斯クノ如キ売買ハ正ニ民法第九十六条規定スルトコロノ『強迫ニ因ル意思表示』ナリト認ムヘク之ヲ取消シ得ヘキヤ勿論ナリ」

11. 昭和11年11月21日大審院（破棄差戻）⁹⁷

（事実） Xは、訴外Aに2,000円を貸付け、その担保としてAの土地に抵当権を設定させ、かつ、Aの振出でY1の裏書のある2,000円の約束手形を受け取った。しかし、Xの内縁の夫甲が調べたところ、抵当地の該当地番が見当たらなかったため、Xは、その抵当地が実在しないものと思い甲を代理人として遣わして、Y1らの面前で、Aに対し実在しない土地を担保として借金したと難詰し、Aを告訴すると迫った。そうして、Y1は、前記手形に裏書し消費貸借に関係あることから、危険が自分らに及ぶことを恐れ、また、Y2はAとともに共同事業を営んでいたことから、Aが拘留されると共同事業の前途に支障をきたし、財産上損害を被ることを憂慮し、そこで、告訴をしない代償として、前記消費貸借上の債務を担保する意味で、Y1はY2を受取人として本件1,900円の自己宛為替手形を振出して即日引受をし、Y2は同日これをXに裏書譲渡したところ、Xは満期日に呈示したが支払いを拒絶されたことから、その支払いを求めためXは、Y1、Y2に対し、本訴請求をした。Y1、Y2は、本件手形行為は前示の如き事情のもとで為されたものであり、強迫によるものであるとして、これを取消す旨の抗弁を主張した。原審は、Xの内縁の夫である甲の意思如何を審理することなく、かかる抗弁を採用し、Xの請求を排除した。Xは、甲において、Yらに対して「畏怖ノ念ニヨリ手形行為ヲ爲サシメントスルノ故意」を有しなかったこと明瞭であり、「原判決ハXニ強迫ノ行為アルト速断シ以テ其ノ要件タル強迫ノ故意ニ付却テ之ヲ否定スヘキ資料存スルニ拘ラス何等顧ミルコトナクYノ仮定抗弁タル強迫行為ノ事実ヲ認容セラレタルモノニシテ審理不尽」として上告した。

（判旨） 「凡ソ強迫ニ因ル意思表示ハ強迫者カ相手方ヲシテ或ル意思表示ヲ為サシムル為不法ニ害悪

ヲ通知シ相手方カ之ニ畏怖シタル其ノ意思表示タルコトヲ要スルモノトスサレハ原判示ノ如ク甲カY等ノ面前ニ於テAニ対シ同人カ實在セサル不動産ヲ担保トシテ金借シタリト難詰シ同人ヲ告訴スヘキ旨告知シ之カ為原判示ノ如クY等カ危険ノ其ノ身ニ及ハント又ハ自ラ損害ヲ被ルニ至ルヘキコトヲ怖レ右ノ告訴ヲ為サシメサルノ代償トシテ本件各手形行為ヲ為シタルモノトスルモ甲カY等ヲ畏怖セシメテ意思表示ヲ為サシメンカ為右ノ告訴ヲ為スヘキ旨不法ニ告知シタルモノニシテ本件各手形行為カ甲ノ欲シタル右意思表示ノ範圍ニ属スル場合ニ非スハ右ノ手形行為ヲ以テ強迫ニ因ル意思表示ナリト云フヲ得サルニ拘ラス原審カ此等ノ点ヲ審理スルコトナク輒ク之ヲ強迫ニ因ル意思表示ナリト解シ其ノ強迫ニ因ル取消ノ抗弁ヲ採用シXノ本請求ヲ排斥シ去リタルハ審理不尽理由不備ノ違法アルモノト云フヘク論旨理由アリ原判決ハ破毀ヲ免レス」

12. 昭和12年12月21日大審院（棄却）⁹⁸

（事実） 11事件の差戻審（広島控訴審）の上告審判決である。

（判旨） 「民法第九十六条ニ所謂強迫ニ因ル意思表示タルニハ強迫者ニ於テ不法ノ害悪ヲ通知スルニ因リ相手方カ畏怖シ其ノ結果一定ノ意思表示ヲ為スニ至ルヘキコトヲ予見シナカラ不法ノ害悪ヲ通知シ之ニ因リテ為サレタル強迫者予見ノ意思表示ナルコトヲ要スルコト原審ハY等ノ全立証ヲ以テスルモXノ代理人甲カY等ノ面前ニ於テAヲ告訴スヘシト称シタルハY等ヲシテ本件手形行為ヲナサシムル目的ニ出テシコトヲ認め難ク云々」トテ前記Xノ代理人甲カAヲ告訴スヘキ旨Y等ニ告ケタル際同人ハ之ニ因リY等カ本件手形行為ヲ為スニ至ルコトヲ予見セサリシモノトノ事実ヲ確定シ依テ本件手形行為ハ強迫ニ因ル意思表示ニアラスト判示シタルモノナルコト原判文上明カナレハ原判示ハ正当ナリ」

13. 昭和13年4月12日東京控訴院（棄却）⁹⁹

（事実） Xらは、15万円のY銀行に対する私財提供の意思表示は、これをしなければ同銀行の営業許可を取消すとの大蔵省当局者の警告により、そ

の許可の取消を恐れてした意思表示であり、大蔵省当局者の強迫に因るものであるとして、昭和11年7月21日、XらはY銀行に対して取消の意思表示をしたとする。

（判旨） 「監督官庁タル大蔵省カ預金ノ払戻シ不能ニ陥リタル銀行ノ重役等ニ其ノ差戻シ資金トシテ私財ノ提供ヲ勧告スルカ如キ場合アリトセハ該銀行ハ最早之レカ提供ヲナスニアラサレハ銀行トシテノ使命ヲ全フスルコト能ハサル状態ニ立チ到リタルモノト観測シ得ヘク従ツテ営業ノ継続ヲ必要トセサルモノナレハ斯ル状況ノ下ニ於テ大蔵省当局者カ当該銀行ノ重役等ニ払戻シ資金ノ提供ヲ勧告シ之レヲ為スニアラサレハ営業許可ヲ取消スヘキ旨警告シタリトスルモ之レヲ以テ直チニ民法第九十六条ニ所謂強迫アリト為スニ足ラサルノミナラス其ノ他右意思表示カ大蔵省当局者ノ強迫ニ基キ為サレタルコトハ之レヲ認定スルニ足ル証拠ナキヲ以テXノ右抗弁ハ之レヲ採用スルニ由ナシ」

14. 昭和17年3月17日大審院（棄却）¹⁰⁰

（事実） 大正14年12月8日、Yは、Xに対し6,000円を貸付けたところ、その後、利息の一部を受けたのみであった。そこで、Xに対し訴を提起し勝訴し、昭和4年1月の確定判決に基づき、Xの動産百余点を差押えたところ、Xから競売の延期を懇願されたため、その後、5・6回にわたり相当の猶予を与えたものの、Xは何の解決方法も講じないのみならず、長女の結婚の際、差押の標示を破棄して道具を使用し、また、玄米三俵を消費するなどの行為があった。Yは、Xの誠意を疑い代理人Aを遣わし、Xに対し「差押標示ノ破棄ニ因ル刑事責任ヲ指摘シ斯克テハ愈々差押物件ノ競売ヲ実行スルノ外ナシトシテ其ノ決意ヲ示シタ」ところ、Xより更に穏便な解決法を乞いやまなかったため、Yもこれを容認しまた引き続き4・5回にわたり競売を延期し、相当の猶予を与え、その間の双方協議により、元金において、なお5,600円残存する計算となり、昭和4年11月21日、本件公正証書の準消費貸借契約を締結し、その返済を担保するため、本件不動産に抵当権を設定した。しかし、Xは、債権ならびに抵当権不存在確認等をYに求めた。

(判旨)「思フニY及其代理人ノ前記ノ行為ハ未タ権利実行ノ範圍ヲ逸脱シタルモノト認メ難ク而カモ右行為ノ前後ニ於テ屢々Xノ為ニ支払ヲ猶予シテ熟考善処ノ機會ヲ与ヘタルモノナレハXニ於テ幾分窮境ニ陥リタル事実アリトスルモ其意思決定ヲ自由ヲ妨ケラルル迄ニハ立ち至ラサリシモノニシテ從テ本件準消費貸借ヲ目シテ強迫ニ因ル意思表示ト為スニ由ナキモノト云ハサルヘカラス」

15. 強迫規定に関する戦前の判例

強迫に因る意思表示が認定されたものとしてNo.10の判例がある。そのほか上記判例を、強迫の要件論との関係から整理するならば、次のようになる¹⁰¹。

強迫者は、①故意により、②不法な強迫行為をしたことが必要であると解されているが、そこで必要とされる強迫者の故意とは、③他人に畏怖を生じさせようとする故意と、④その畏怖によって一定の意思表示をさせようとする故意、すなわち二段の故意が必要とされている。この二段の故意の必要性を明確にしたものがNo.11とNo.12の判例である。また、②不法な強迫行為か否かは、その行為の目的と手段の相当性から総合的に判断される。民法96条の明文上の根拠がないものの当然の要件と解されているが、その具体的な判断基準の確定には判例の集積が不可欠であった。たとえば、告訴、告発は、それ自体としては正当な行為であることから、社会上許容されうる程度の行為は、たとえ、相手方がある程度の恐怖心を感じたとしても、違法とはならないとされた(No.14)。身元保証人に告訴すると告げて、損害賠償義務を認めさせ、準消費貸借証書を差入れさせた場合も同様である(No.7, No.8)。他方、正当な行為であっても、手段が不当であるときは、違法な強迫となる。たとえば、警官に詐欺の事実を密告し、不当に尋問・威嚇させ、民事上の問題を有利に解決しようと、準消費貸借証書を差入させたりする行為は、違法性を帯び強迫となる(No.5, No.6)(No.4も手段の不法性が問題となった事案といえよう)。なお、告訴・告発が誤信による場合は、違法な強迫となる場合がある(No.1)。また、そもそも強迫の故意を欠く場合には、強迫に因る意思

表示とならない(No.3, No.13)。

畏怖が表意者の自由意思を全く失わせる場合は無効となる(No.2)。

強迫の効果に関して、強迫に因る取消は善意の第三者に対抗しうる(No.2)(なお、No.9)。

五. むすびにかえて

強迫規定にかんする明治期における学説、判例の展開を検討した。民法編纂当初は強迫を「自由の欠缺」として位置づけていたものが、徐々に「瑕疵ある意思表示」とおきかわっていったことがわかる。明治40年代の岡松博士、川名博士などを先頭に被強迫者の意思を中心に強迫制度を説明するのではなく、強迫者の不法性や強迫者への利益帰属を否定するがゆえに取消権付与を基礎づける説明方法が有力化し、続いて鳩山博士、中島博士などが同様の説明方法をとられることによりこの傾向は通説化した。ただ、法が被強迫者に取消権を付与した趣旨は、表意者にかかる意思がなかったことを重視して取消権の付与を基礎づけるのか、それとも、不当な干渉をした者が、かかる意思表示上の効果を受けることが契約の等価性に欠け正義に反すると解されることから強迫行為に取消権を付与したものであると解するかは、明治民法編纂直後の「強迫規定の意義」に関する学説の顕著な変化であるといえようが、かかる変化が強迫の要件論に決定的な相異をもたらしたものとは言えないようである。また、このような変化と法律行為論との論理的な牽連性についてもさらに検討を加えていきたい¹⁰²。

本稿は、強迫規定の民法典編纂後の学説の展開を明治期に限定して検討したに過ぎない。強迫の要件を再検討するにあたり、今後さらに戦後の強迫判例の検討、その後の学説の展開、強迫規定の効果論、比較法的考察など、多面的に検討を続けていきたい。今後の研究課題としたい。

¹ 『民法修正案(前三篇)の理由書』廣中俊雄編 有斐閣、(1987年)149頁。なお、すでに柳沢秀吉「登記の公信力と民法94条2項、96条3項の意味」法学志林70巻1号71頁、松尾弘「権利移転原因の失効と第三者の対抗

- 要件」一橋102巻1号78頁，中舎寛樹「民法96条3項の意義」南山法学15巻3-4号15頁，田中教雄「日本民法96条（詐欺・強迫）の立法過程」香川法学13巻4号77頁，武川幸嗣「法律行為の取消における第三者保護の法律構成序説—民法96条3項の意義と法理を中心に」慶応法研69巻1号513頁，拙稿「詐欺・強迫規定の起草過程」国際関係研究34巻1号1頁などがある。
- ² 梅謙次郎『民法要義総則編』（明治29年，有斐閣）。
- ³ 前掲註2 210頁。
- ⁴ 前掲註2 238頁。
- ⁵ 前掲註2 241頁。
- ⁶ 前掲註2 238頁。
- ⁷ 梅謙次郎『民法原理総則編卷之一卷之二合本』（明治37年，和佛法律学校（平成3年復刻版），信山社出版）409頁。
- ⁸ 岡松参太郎『民法理由総則編』（明治29年，有斐閣）。
- ⁹ 前掲註8 200頁。
- ¹⁰ 前掲註8 200～202頁。
- ¹¹ 前掲註8 200～202頁。
- ¹² 前掲註8 206頁。
- ¹³ 前掲註8 207頁。
- ¹⁴ 松浪仁一郎＝仁保亀松＝仁井田益次郎『帝国民法正解（第2巻総則）』（明治29年，日本法律学校〔信山社，平成9年復刻版〕）日本立法資料全集別巻96。
- ¹⁵ 前掲註14 598頁。
- ¹⁶ 前掲註14 599頁。
- ¹⁷ 前掲註14 601頁。
- ¹⁸ 前掲註14 603頁。
- ¹⁹ 仁保亀松＝伊藤悌治『民法総論完』（明治31年，東京法学院講義用，国立国会図書館蔵）。
- ²⁰ 前掲註19 183頁。
- ²¹ 前掲註19 184頁。
- ²² 前掲註19 184頁。
- ²³ 岸本辰夫『民法講義総則編卷ノ二』（明治32年，明治法律学校講法會出版）。
- ²⁴ 前掲註23 44頁。
- ²⁵ 前掲註23 52頁。
- ²⁶ 前掲註23 53頁。
- ²⁷ 前掲註23 54頁。
- ²⁸ 前掲註23 57頁。
- ²⁹ 前掲註23 58頁。
- ³⁰ 前掲註7 396頁。
- ³¹ 川名兼四郎『民法総論完』（明治36年，東京法学院大学講義録 国立国会図書館蔵）。
- ³² 前掲註31 363～367頁。
- ³³ 前掲註31 365頁。
- ³⁴ 前掲註31 368頁。
- ³⁵ 平沼騏一郎『民法総論完』（明治38年，日本大学講義録，国立国会図書館蔵）。
- ³⁶ 前掲註35 517頁。
- ³⁷ 前掲註35 516頁。
- ³⁸ 前掲註35 502頁。
- ³⁹ 前掲註35 503頁。
- ⁴⁰ 富井政章『民法原論 第一巻總論』（明治37年，有斐閣）。
- ⁴¹ 前掲註40 381頁。
- ⁴² 前掲註40 382頁。
- ⁴³ 前掲註40 383頁。
- ⁴⁴ 富井政章『民法原論 第一巻總論』（大正11年（昭和60年復刻版），有斐閣）。
- ⁴⁵ 前掲註44 461頁。
- ⁴⁶ 江木衷『現行民法論総則編』（明治39年，有斐閣）。
- ⁴⁷ 岡松参太郎『民法總則』（明治41年，中央大学講義録，国立国会図書館蔵）。
- ⁴⁸ 前掲註47 202頁。
- ⁴⁹ 前掲註47 207頁。
- ⁵⁰ 鳩山秀夫『法律行為及至時効』（明治43年，巖松堂）。
- ⁵¹ 前掲註50 5頁。
- ⁵² 前掲註50 15頁。
- ⁵³ 前掲註50 17頁。
- ⁵⁴ 前掲註50 29頁。
- ⁵⁵ 前掲註50 28頁。
- ⁵⁶ 前掲註50 22頁。
- ⁵⁷ 前掲註40 315頁。
- ⁵⁸ 前掲註30 297頁。
- ⁵⁹ 前掲註50 33頁。
- ⁶⁰ 前掲註50 91頁。
- ⁶¹ 前掲註50 93頁。
- ⁶² 前掲註50 183頁。
- ⁶³ 前掲註50 95頁。
- ⁶⁴ 前掲註50 177頁。
- ⁶⁵ 前掲註50 178頁。
- ⁶⁶ 前掲註50 183頁。
- ⁶⁷ 前掲註50 183頁。
- ⁶⁸ 前掲註50 177頁。
- ⁶⁹ 前掲註50 178頁。
- ⁷⁰ 前掲註50 182頁。
- ⁷¹ 前掲註50 183頁。
- ⁷² 前掲註50 184頁。
- ⁷³ 前掲註50 184頁。
- ⁷⁴ 前掲註50 187頁。
- ⁷⁵ 中島玉吉『民法釋義』（明治45年，金刺芳流堂）。
- ⁷⁶ 前掲註75 514頁。
- ⁷⁷ 前掲註75 527頁。
- ⁷⁸ 前掲註75 528頁。
- ⁷⁹ 前掲註75 528頁。
- ⁸⁰ 後藤卷則『消費者契約の法理論』82頁（弘文堂 平成14年）。
- ⁸¹ 前掲註50 98頁。
- ⁸² 鳩山秀夫「強迫ノ不法」2037頁，法学協会雑誌28巻（下）（明治43年）。
- ⁸³ 前掲註82 2033頁。
- ⁸⁴ 前掲註82 2038頁。
- ⁸⁵ 前掲註82 2038頁。

-
- ⁸⁶ 前掲註50 184頁。
- ⁸⁷ 民録10輯1529頁。
- ⁸⁸ 大審院刑事判決録12号1360頁。
- ⁸⁹ 大審院民事判決録22号931頁。
- ⁹⁰ 民録23輯1360頁。
- ⁹¹ 法律新聞2392号16頁。
- ⁹² 大審院民事判例集4巻545頁。
- ⁹³ 大審院民事判例集4巻545頁。
- ⁹⁴ 法律新聞2945号14頁。
- ⁹⁵ 大審院民事判例集8巻59頁。
- ⁹⁶ 法律新聞3662号14頁。
- ⁹⁷ 大審院民事判例集15巻2072頁。
- ⁹⁸ 大審院判決全集5輯3号4頁。
- ⁹⁹ 法律新報511号10頁。
- ¹⁰⁰ 大審院判決全集9輯23号2頁。
- ¹⁰¹ 下森定 新版注釈民法(3)467頁(有斐閣 平成15年), 松尾弘『詐欺・強迫』(一粒社 2000年)。
- ¹⁰² 法律行為論については, 岡松参太郎『法律行為論』(有斐閣 大正3年, 平成10年信山社復刻版), 平井宜雄注釈民法(3)2~44頁(有斐閣 昭和48年), 野村豊弘「法律行為の解釈」291頁『民法講座 1民法総則』(有斐閣 昭和59年)。なお, 星野英一「現代における契約」1頁(初出, 岩波講座『現代法』8)『民法論集第3巻』(有斐閣 昭和47年)。